

事業所母集団データベースの更なる整備に向けた取組^{*1}

樽松 良祐^{*2}

山下 哲一^{*3}

要 約

経済統計は、現実の経済状況を把握し、分析する上で必要不可欠なものである。様々なニーズに応じた経済統計を作成するために、各府省や都道府県等で統計調査を実施している。その統計調査を実施する上で無くてはならないものが母集団名簿である。事業所母集団データベース（ビジネスレジスター）とは、我が国における事業所の事業所名や連絡先、従業者数、売上高など、事業所に関する基本的な情報を保持し、統計調査実施者に母集団名簿を提供するためのものである。これにより統計調査が実施でき、抽出調査であれば母集団復元を行い、統計を作成することができる。いわば、事業所母集団データベースは、経済統計を支える屋台骨である。

本稿は、経済統計の根幹を支える事業所母集団データベースの概要及び総務省統計局における近年の事業所母集団データベースの整備に係る取組（2019年（令和元年）における行政記録情報を活用した事業所母集団データベースのカバレッジ拡大の取組や2023年（令和5年）以降における事業所母集団データベースの更新頻度向上の取組等）を紹介するものである。

キーワード：経済センサス、経済構造実態調査、事業所・企業照会、行政記録情報

JEL Classification：C81, C82, C83

I. 事業所母集団データベースの概要

我が国における事業所母集団データベース（ビジネスレジスター）は、統計法（平成19年法律第53号）第27条第1項に基づいて、総務大臣が、行政機関等が「正確かつ効率的な統計

の作成」及び「被調査者の負担軽減¹⁾」に資することを目的として整備するものであり、事業所・企業を対象とする統計調査を実施するための名簿情報の提供・管理に重要な役割を果た

*1 本稿の内容はすべて筆者の個人的見解であり、総務省の見解を示すものではない。

*2 総務省政策統括官（統計制度担当）付国際統計管理官補佐（元総務省統計局事業所情報管理課課長補佐）

*3 総務省統計局事業所情報管理課課長補佐

1) 各事業所・企業に対し、1年間に実施可能な統計調査の回数（調査対象になる回数）の上限値を設定し、その上限値を超えている事業所・企業については、サンプル調査の調査対象から外すことで、重複を回避している。

す情報インフラである。ITの活用による政府の業務改革を推進するための「統計調査等業務の業務・システム最適化計画」（平成18年3月31日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定）によって、これまで各府省がそれぞれ整備していた事業所に関するデータベースを整理・統合するものとして、2013年から運用が開始された。

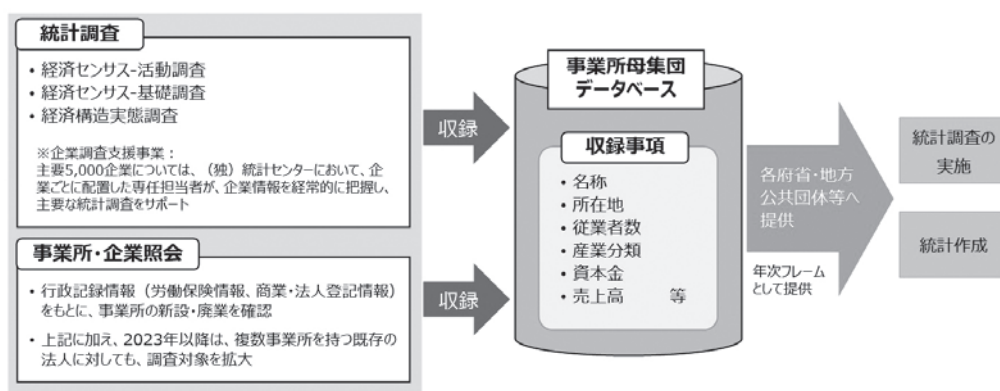
事業所母集団データベースの主な情報源は、基幹統計調査²⁾である「経済センサス-活動調査」、「経済センサス-基礎調査」及び「経済構造実態調査」の調査票情報である。さらに、統計調査だけでなく、統計法第27条第1項に基づき実施する「事業所・企業照会」の回答情報も、事業所母集団データベースの情報源となっている。収録される事項は、事業所の「名称」、「所在地」など、統計調査において調査書類を配布する際に利用する情報や、標本設計の際に利用する基本的な情報、例えば、層化抽出において層を作る際によく利用される「産業分類」や「従業者数」、「資本金」、「売上高」などである。これらの事項が、各府省や都道府県等の調

査実施や、統計の作成に活用されることとなる（図1参照）。提供される事項は、「年次フレーム」という、毎年の6月1日時点の情報（フロー・フレーム）として提供される。各府省や都道府県等が年次フレームを利用する際は、統計法第27条第2項に基づいて利用申請を行い、総務省における審査を経た上で各府省や都道府県等に提供される仕組みとなっている。

各府省や都道府県等への提供の実績は表1のとおりである。なお、2018年の統計法令の改正により、母集団情報の提供先として市町村等が追加となり、また、提供目的として、事業所に関する統計調査に加え、事業所に関する統計を作成するための意識調査等も追加となったことから2019年以降の提供件数が大幅に増加している。

なお、現在提供されている最新の年次フレームである2022（令和4）年次フレームについては、民営の全体の事業所数は約600万事業所、企業数は約370万企業となっている。

図1 事業所母集団データベースの概念図



（出所）総務省（2022）「諮問第171号『経済センサス-基礎調査及び経済構造実態調査の変更について』の概要」（第191回統計委員会 資料2-1）をもとに筆者作成

2）国勢調査など、国の政策の企画立案などを行う上で重要な統計を作成するための統計調査。基幹統計調査は統計法で回答の義務が課せられている。

表 1 年次フレームの提供実績

	2017 年	2018 年	2019 年	2020 年	2021 年	2022 年	2023 年
国の行政機関	46	42	52	37	52	38	68
都道府県・ 政令指定都市	93	81	141	113	120	126	119
上記以外 (市町村等)	-	-	52	68	90	90	70
合計	139	123	245	218	262	254	257

(出所) 総務省「統計法施行状況報告」をもとに筆者作成

Ⅱ. 事業所母集団データベースの情報源

本節では、事業所母集団データベースの主な情報源である経済センサス－活動調査、経済センサス－基礎調査、経済構造実態調査及び事業所・企業照会の概要について解説する。

なお、経済センサス－活動調査、経済センサス－基礎調査及び経済構造実態調査の3つの基幹統計調査から作成される基幹統計を「経済構造統計」と呼んでいる。経済構造統計は、全ての産業分野における事業所及び企業の活動からなる経済の構造を全国的及び地域別に明らかにすることを目的としており、毎年作成される。

Ⅱ－１. 経済センサス（基幹統計調査）

経済センサスは、経済センサス－活動調査と経済センサス－基礎調査の2種類存在し、それぞれ調査を行う年次と調査の目的、調査事項が異なる。いずれも全数調査である。

経済センサス－活動調査は、全産業の売上金額や費用などの経理項目を網羅的に把握し、事業所・企業の経済活動を全国的及び地域別に明らかにするとともに、事業所及び企業を対象とした統計調査の母集団情報を得ることを目的とし、5年に一度（基準年）実施している基幹統計調査である。詳細な統計表を作成することができ、産業連関表の重要なインプットデータで

あり、また、各種行政施策にも使われている。回答方法としては、統計調査員、オンライン及び郵送による3つの回答方法がある。

経済センサス－基礎調査は、事業所及び企業の活動の状態を調査し、母集団情報を整備するとともに、事業所・企業の産業、従業者規模等の基本的構造を全国及び地域別に明らかにすることを目的とし、経済センサス－活動調査の中間年において5年に一度実施している基幹統計調査である。経済センサス－活動調査との比較で言えば、経済センサス－基礎調査は、基本的な統計表を作成することに加え、2年後に実施される経済センサス－活動調査に向けた名簿情報整備という側面もある。回答方法としては、これまで、統計調査員、オンライン及び郵送による3つの回答方法があったが、2024年調査からは、地方公共団体及び統計調査員の負担軽減の観点から、オンライン及び郵送の2つの回答方法によって調査を実施している。

Ⅱ－２. 経済構造実態調査（基幹統計調査）

経済構造実態調査は、我が国の全ての産業の付加価値等の構造を明らかにし、国民経済計算の精度向上等に資するとともに、経済センサス－活動調査の中間年の実態を把握することを目

的とした毎年実施の基幹統計調査である。回答方法としては、オンライン及び郵送の2つの回答方法によって調査を実施している。また、経済構造実態調査は、企業に関する産業横断的な事項を調査する「経済構造実態調査（産業横断調査）」及び製造業事業所に関する詳細な事項を調査する「経済構造実態調査（製造業事業所調査）」の2種類で構成される。

経済構造実態調査の特徴は、全数調査ではなく、売上高でみて上位の事業所・企業を有意抽出することにより、毎年の調査対象となる事業所・企業を決定している点である。これにより、毎年効率的に調査を実施し、統計を作成することができる。具体的には、経済構造実態調査（産業横断調査）については、売上高総額の8割を達成する範囲に含まれる企業を有意抽出することにより、毎年約27万企業を対象に調査をしている。また、経済構造実態調査（製造業事業所調査）については、売上高総額の9割を達成する範囲に含まれる製造業事業所を有意抽出することにより、毎年約12万製造業事業所を対象に調査をしている。

なお、経済統計に与える影響が大きい上位約5,000企業については、傘下事業所の情報も調

査事項としている。これらの企業に対しては、企業調査支援事業³⁾により、報告者負担軽減のため回答者支援を行い、毎年100%近い回収率となっている。2023年調査においては、100%の回収率となっており、企業調査支援事業は、精度の高い基幹統計の作成、さらには事業所母集団データベースの精度向上の重要な役割を担っている。

Ⅱ－3. 事業所・企業照会（統計法第27条第1項に基づく事業所母集団整備事業）

事業所・企業照会とは、基幹統計調査ではなく、統計法第27条第1項に基づき実施される照会であり、行政記録情報（労働保険情報、商業・法人登記情報）に基づいて、新たに事業を開始した又は廃業したと考えられる事業所・企業を対象に、事業の活動状況の確認を行っている。また、新たに事業を開始した事業所・企業に対しては、売上高や従業員数等の基本的事項の把握を行っている。さらに、2023年以降は、事業所・企業の新設又は廃業の確認だけでなく、複数事業所を持つ既存の法人についても照会を行い、企業情報及び傘下事業所の基本的事項を把握している（本取組については後述する）。

Ⅲ. 事業所母集団データベースの整備に係る取組

経済構造統計の現在の形は前節で説明したが、これまで様々な変遷を経て、現在の形に進展をしてきた経緯があり、ここで簡単に紹介する。

Ⅲ－1. 2022年（令和4年）までの経済構造統計の体系的整備

2008年以前については、産業ごとに異なる年次・周期で大規模統計調査が実施されてきたところである。しかし、同一時点における我が

3) 独立行政法人統計センターにおいて、調査対象企業の報告者負担軽減を目的とし、経済統計に与える影響が大きい約5,000企業について、企業ごとに専任担当者（サポートスタッフ）として独立行政法人統計センターの職員を配置し、対象企業の合併・分割等の経常的な把握や、企業の回答者と双方向のやり取りを可能とする専用の情報システム（政府統計オンラインサポートシステム）を通じた統計調査の回答支援等を行っている。企業調査支援事業は、2019年経済構造実態調査から開始され、経済センサス－活動調査、経済構造実態調査、科学技術研究調査及び経済産業省企業活動基本調査において実施されている。

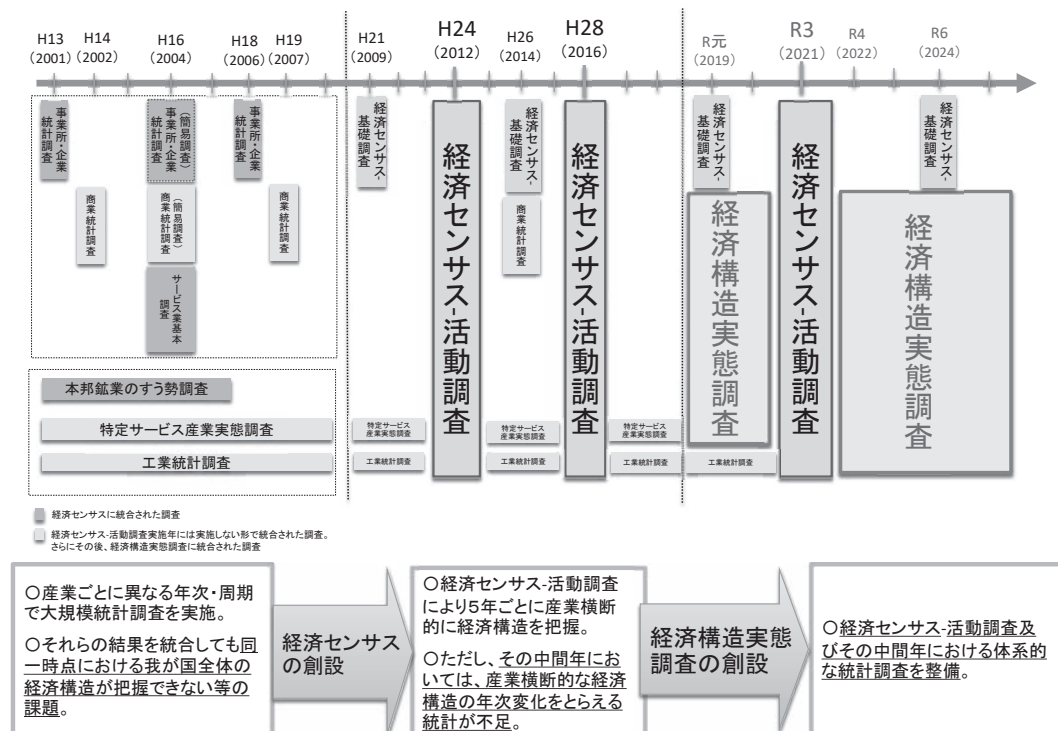
国全体の経済構造が把握できない課題があった。「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2005」（平成17年6月21日閣議決定）において、経済活動を同一時点で網羅的に把握する経済センサスの整備の必要性が指摘され、2009年の経済センサス創設に至った。5年に一度、同一時点で産業横断的に経済構造を把握することが可能となった一方、国民経済計算の精度向上や行政施策のため、中間年における同一時点で産業横断的に経済構造を把握する統計調査の必要性が増し、「統計改革推進会議最終取りまとめ」（平成29年5月19日統計改革推進会議決定）において、年次のビジネスサーベイの創設の必要性が指摘された。そこで、2019年に、サービス産業動向調査－拡大調査、商業統計調査及び特定サービス産業実態調査の3統計調査を統合し、経済構造実態調査が創設された。こ

れにより、中間年においても年次の経済構造の変化をとらえられるようになった（図2参照）。

さらに、2022年以降の経済構造実態調査において、経済センサス－活動調査との比較可能性の更なる向上（シームレス化）を図るため、調査対象に「農林漁業」、「鉱業、採石業、砂利採取業」及び「建設業」に属する約7万法人企業を調査対象に追加し、調査対象の全産業化を行った。また、体系的整備の一環として、工業統計調査を経済構造実態調査に包摂し、工業統計調査の母集団情報を事業所母集団データベースに統一し、産業横断的な調査においても製造業に特化した調査においても、統一的方法で調査、集計がされるような整備を行った。

このように、2008年以前、2009年から2018年、2019年以降と3つの段階を経て、経済構造統計の体系的整備が行われてきた。これによ

図2 経済構造統計の体系的整備の進展イメージ図



（出所）総務省統計局ホームページ「経済構造統計の体系的整備の進展」をもとに筆者作成

り、経済構造統計がインプットデータである事業所母集団データベースについても、精度向上が図られてきた。

Ⅲ－２．2019年（令和元年）経済センサス－基礎調査におけるカバレッジ拡大の取組

2009年及び2014年に行われた経済センサス－基礎調査において、統計調査員では把握が困難である事業所の存在が課題となっていた。2013年に行政記録情報である法人番号⁴⁾が整備されたため、2019（令和元年）年経済センサス－基礎調査の実施に当たり、法人番号公表サイトに掲載されている法人を名称及び所在地で事業所母集団データベースと照合し、未照合となった法人についても、さらに法人番号の通知状況（郵送の到達状況）との照合を行い、平成28年経済センサス－活動調査並びに労働保険及び商業・法人登記簿由来の法人約200万法人に、それまで事業所母集団データベースに収録されていなかった法人約160万を新たに調査名簿に加えた上で、経済センサス－基礎調査を行った。調査は、統計調査員が実地に日本全国の事業所の活動状態を確認することにより実施した。

経済センサス－基礎調査の結果として、平成28年経済センサス－活動調査並びに労働保険及び商業・法人登記簿由来の法人約200万法人のうち、活動状態を確認できたものが約185万法人、それ以外の外観からは存在を確認できなかったもの等が約15万法人となっている。また、調査員が新たに把握した新設法人が約5万法人となっている。法人番号追加法人約160万

法人については、活動状態を確認できたものが約100万法人、外観からは存在を確認できなかったもの等が約60万法人となっている（図3参照）。この確認できた結果を新たに事業所母集団データベースに格納することにより、事業所母集団データベースのカバレッジが大幅に拡大した。

なお、法人番号追加法人のうち、活動状態を確認できた約100万法人の多くは、統計調査員による捕捉の困難な個人宅やマンションの一室が登記されているようなものが多く、資本金の規模からも非常に小規模な法人が多いことが明らかになった。また、統計調査員によっても存在を確認できなかった約60万法人は、事業活動の実態がないにもかかわらず、登記の閉鎖がされていないもの等ではないかと考えられる⁵⁾。

Ⅲ－３．2023年（令和5年）以降の事業所母集団データベースの更なる整備に向けた取組

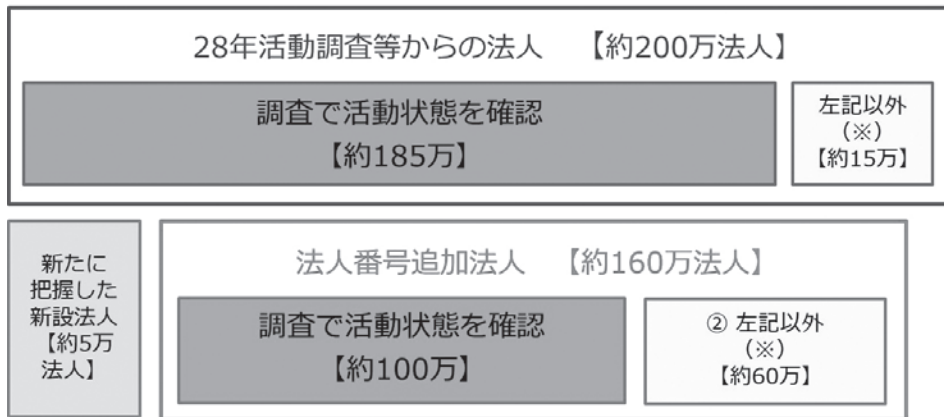
2019年（令和元年）経済センサス－基礎調査において、法人番号を活用することにより、事業所母集団データベースのカバレッジの大幅な拡大を行った。一方、地方公共団体及び統計調査員の負担軽減を図る観点から、売上高や従業員数等の基本的事項を把握する対象は新規把握した事業所のみとし、既存の事業所については、統計調査員が外観から活動状態等を把握するにとどめたことから、事業所母集団データベースにおける既存事業所・企業の基本的事項の更新頻度が課題となった。

そこで、2022年までは経済構造実態調査に

4) 国税庁は、2013年5月に成立した「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に基づき、法人に対して法人番号を指定することとした。国税庁は、対象となる法人へ法人番号を通知後、商号又は名称、本店又は主たる事務所の所在地とともに法人番号公表サイトで法人番号を公表している。法人には1法人につき1つの13桁の法人番号が指定され、原則としてだれでも自由に利用が可能である。法人番号には、行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平かつ公正な社会を実現する社会基盤としての役割と新たな価値の創出という目的があり、公的統計での活用はその目的からすると最適のものであり、経済財政諮問会議が取りまとめた「統計改革の基本方針」（平成28年12月21日）に基づき、事業所・企業を対象とする統計調査において法人番号の活用を推進することになっている。

5) 詳細については、事業所母集団データベース研究会（第19回）参考1「事業所母集団DBと法企名簿の法人数の比較等についての分析報告」を参照。

図3 令和元年経済センサス-基礎調査結果の概要



※ 外観からは存在を確認できなかったもの等

(出所) 総務省 (2023) 「事業所母集団 DB と法企名簿の法人数の比較等についての分析報告」(第19回事業所母集団データベース研究会 参考1)

て売上高総額の8割を達成する範囲に含まれる企業及び企業調査支援事業にて約5,000企業の傘下事業所の基本的事項を毎年更新していたところを、2023年以降の事業所・企業照会において照会対象範囲を拡大することにより、売上高総額の9割を達成する範囲に含まれる企業及び当該企業傘下事業所の基本的事項を毎年更新することを可能とした。これにより、事業所母集団データベースの更新範囲及び頻度が向上し、その結果、事業所・企業対象の統計調査の母集団情報として、鮮度の高い情報を提供することができるようになり、各種経済統計の精度向上、重複は正などの報告者負担軽減などに寄与することが期待される。

2023年以降の事業所・企業照会及び2024年(令和6年)経済センサス-基礎調査の概要は以下のとおりである。

Ⅲ-3-1. 2023年以降の事業所・企業照会の概要

2023年以降の事業所・企業照会は、行政記録情報に基づいて、新たに事業を開始した又は廃業したと考えられる事業所・企業に加えて、複数事業所を持つ既存の法人を照会対象としている。複数事業所を持つ既存の法人は、経済構

造実態調査の調査対象とあわせて、売上高総額の9割を達成する範囲になっており、経済構造実態調査では捕捉していない傘下事業所(企業調査支援事業の対象を除く)の情報についても、事業所・企業照会で捕捉しているところである。照会事項は、売上高や従業員数等の基本的事項であり、これらを反映することで事業所母集団データベースの更新範囲及び頻度が向上することが期待される。

なお、2023年事業所・企業照会における新たに事業を開始したと考えられる事業所・企業は約24万、複数事業所を持つ既存法人は約26万(傘下事業所約145万)であり、オンライン・郵送により照会を実施している。

Ⅲ-3-2. 2024年(令和6年)経済センサス-基礎調査の概要

2024年(令和6年)経済センサス-基礎調査では、報告者の負担軽減や費用対効果の観点から、売上高全体に占める割合が約0.4%程度と小さい雇用者のいない個人経営を除いた全ての事業所・企業を調査対象としている。また、地方公共団体及び統計調査員の負担軽減の観点から、調査員調査を廃止し、国が民間事業者を活用して、オンライン・郵送により調査を行う

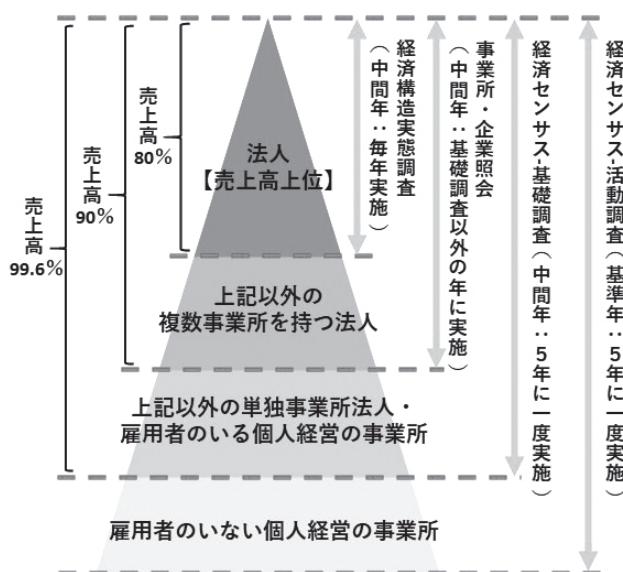
こととしている。経済センサス-基礎調査では、売上高でみると、企業全体の約99.6%をカバーしており、毎年の経済構造実態調査及び事業所・企業照会に加え、経済センサス-基礎調査のある年は非常に更新の範囲が広いことが分かる（図4参照）。これにより、2年後に実施される経済センサス-活動調査へ鮮度の高い母集団情報を提供することが可能となる。

なお、2024年は、経済構造実態調査と同時・一体的に実施しており、例えば、両方の調査票が配布される対象については、共通の封筒を用いて調査関係書類を配布するほか、調査事項が重複する設問については、回答欄に「＊」をプレプリントすることにより回答不要とし、報告者の負担軽減を図っている。経済構造実態調査で回答されたデータを、経済センサス-基礎調査に共有することにより、互いに同一のデータ

を集計に用いることができる。また、回答方法について、法人についてはオンライン回答の環境が整っていると考えられることなどからオンライン回答を原則とし、まずはオンライン回答の調査書類のみを配布することとしているなど、オンライン回答率向上のための方策も行っている。オンライン回答の際、未記入項目があるとエラーメッセージとして回答者に伝え、回答の質を担保する機能もあり、基幹統計としての質の向上、ひいては事業所母集団データベースの質の向上にも貢献している⁶⁾。

2021年経済センサス-活動調査の実施から次の2026年経済センサス-活動調査までの毎年の調査の実施サイクルは図5のとおり。事業所母集団データベースの売上高でみた更新範囲の詳細は、図6のとおりである。

図4 調査対象範囲のイメージ



（出所）総務省（2022）「諮問第171号『経済センサス-基礎調査及び経済構造実態調査の変更について』の概要」（第191回統計委員会 資料2-1）をもとに筆者作成

6) 「公的統計の整備に関する基本的な計画」（令和5年3月28日閣議決定）において、オンライン回答率の目標として、企業系調査では8割以上となっており、オンライン先行はその一つの手段でもある。2024年経済センサス-基礎調査及び経済構造実態調査のオンライン回答の実績を踏まえ、今後も引き続きオンライン回答率向上に努める。

図5 調査の実施サイクル

基準年		中間年			基準年
2021年 [令和3年] (実績)	2022年 [令和4年] (実績)	2023年 [令和5年] (実績)	2024年 [令和6年] (実績)	2025年 [令和7年] (予定)	2026年 [令和8年] (予定)
・経済センサス-活動調査	・経済構造実態調査 ・事業所・企業照会	経済構造実態調査 事業所・企業照会	・経済構造実態調査 ・経済センサス-基礎調査	・経済構造実態調査 ・事業所・企業照会	・経済センサス-活動調査
100%	80%	売上高全体に占める割合			100%
		90%	99.6%	90%	

(出所) 総務省(2022)「諮問第171号『経済センサス-基礎調査及び経済構造実態調査の変更について』の概要」
(第191回統計委員会資料2-1)をもとに筆者作成

図6 事業所母集団データベースの売上高でみた更新範囲の詳細

属性		売上高全体に 占める割合	企業調査支援事業の対象				経済センサス-基礎調査及び 経済構造実態調査の同時実施			
			2021年 [令和3年]		2022年 [令和4年]		2023年 [令和5年]		2024年 [令和6年]	
			企業	事業所	企業	事業所	企業	事業所	企業	事業所
法人	複数事業所	50%								
		30%								
		10%								
個人	単独事業所	8%								
	雇用者あり	1.6%								
個人	雇用者なし	0.4%								
行政記録からの新設		—								

※売上高全体に占める割合30%の部分には、売上高上位の単独事業所も含む

	経済センサス-活動調査
	経済構造実態調査
	経済センサス-基礎調査
	事業所・企業照会

(出所) 総務省(2022)「諮問第171号『経済センサス-基礎調査及び経済構造実態調査の変更について』の概要」
(第191回統計委員会資料2-1)をもとに筆者作成

IV. まとめ

本稿において、事業所母集団データベースの概要、インプットデータである経済構造統計及び事業所・企業照会の概要や整備の進展の経緯をみてきた。また、事業所母集団データベースにおける行政記録情報を活用したカバレッジ拡大の取組及び2023年以降における事業所母集団データベースの更新頻度向上に関する取組について解説を行った。

これらの取組により、経済統計の屋台骨である事業所母集団データベースについて、鮮度が高い母集団情報を毎年提供することが可能となり、経済統計の精度向上により一層寄与していくことができるようになった。

今後も引き続き事業所母集団データベースの精度向上のため、不斷の努力を行っていく。また、表裏一体の関係にある経済構造統計についても、関係部局との連携を更に強化し、経済構

造統計の精度向上、ひいては事業所母集団データベースの向上に努めていく。

また、国際的な場での情報収集等にも引き続き取り組んでいく。我が国としては、2年に一度開催される、ビジネスレジスターなどに関し、参加各国の知見を共有し、国際比較向上に資すること等を目的とした国連統計委員会の傘下で活動する国際的な専門家グループ会合であるヴィースバーデングループ会合に参加している。特に、日本は主要国として、ステアリンググループの一員となっており、2016年には第25回ヴィースバーデングループ会合を日本でも開催している。日本の事業所母集団データベースの最新の取組を共有するとともに、世界各国のビジネスレジスターに関する最新の情報も常に把握しつつ、事業所母集団データベースの今後の更なる発展に努めていく。

参 考 文 献

江澤貴裕（2023）「令和6年経済センサス-基礎調査の実施に向けて」『ESTRELA』、公益財団法人統計情報研究開発センター、10月号、No.355、pp.15-20

風間政和（2023）「令和3年経済センサス-活動調査の実施状況及び公表結果の概要について」『ESTRELA』、公益財団法人統計情報研究開発センター、10月号、No.355、pp.8-14

樽松良祐（2023）「2022年経済構造実態調査二次集計結果の概要」『ESTRELA』、公益財団法人統計情報研究開発センター、10月号、No.355、pp.2-7

総務省（2006）「統計調査等業務の業務・システム最適化計画」（平成18年3月31日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定）、

<https://www.stat.go.jp/info/guide/public/keikaku/pdf/honbun.pdf>

総務省（2016）「第25回ビジネスレジスターに関するヴィースバーデングループ会合について」、<https://www.stat.go.jp/info/meetings/wiesbaden2016/index.html>

総務省（2018）「公的統計の整備に関する基本的な計画」（平成30年3月6日閣議決定）、https://www.soumu.go.jp/main_content/000536501.pdf

総務省（2022）「諮問第171号『経済センサス-基礎調査及び経済構造実態調査の変更について』の概要」（第191回統計委員会 資料2-1）、https://www.soumu.go.jp/main_content/000870157.pdf

総務省（2023）「事業所母集団データベースの更なる整備・充実にに向けた検討」（第19回事業所母集団データベース研究会 資料）, https://www.stat.go.jp/info/kenkyu/jsdb/pdf/2023_19-1.pdf

総務省（2023）「事業所母集団DBと法企名簿の法人数の比較等についての分析報告」（第19回事業所母集団データベース研究会 参考1）, https://www.stat.go.jp/info/kenkyu/jsdb/pdf/2023_19-2-1.pdf

総務省（2024）「第28回ヴィースバーデンググループ会合結果概要」（第20回事業所母集団データベース研究会 資料2）, https://www.stat.go.jp/info/kenkyu/jsdb/pdf/2024_20_1_2.pdf

内閣府（2005）「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2005」（平成17年6月21日閣議決定）, [https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/11670228/www5.cao.go.jp/keizai-](https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/11670228/www5.cao.go.jp/keizai-shimon/cabinet/2005/0621kakugikettei.pdf)

[shimon/cabinet/2005/0621kakugikettei.pdf](https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/11670228/www5.cao.go.jp/keizai-shimon/cabinet/2005/0621kakugikettei.pdf)
内閣府（2016）「統計改革の基本方針」（平成28年12月21日経済財政諮問会議決定）, https://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/cabinet/2016/2016_toukeikaikaku.pdf

内閣官房（2017）「統計改革推進会議最終取りまとめ」（平成29年5月19日統計改革推進会議決定）, https://www.kantei.go.jp/jp/singi/toukeikaikaku/pdf/saishu_honbun.pdf

KUREMATSU Ryosuke & TANABE Tatsuya（2023）, “Efforts for Further Development and Enhancement of Statistical Business Register in Japan- Improvement of Update Frequency,” 28th Meeting of the Wiesbaden Group Session 6: New data sources: Opportunity and challenges, <https://www.aanmelder.nl/143739/wiki/970090/session-6-new-data-sources-opportunity-and-challenges>